

在宅医療に必要な連携を担う 拠点について

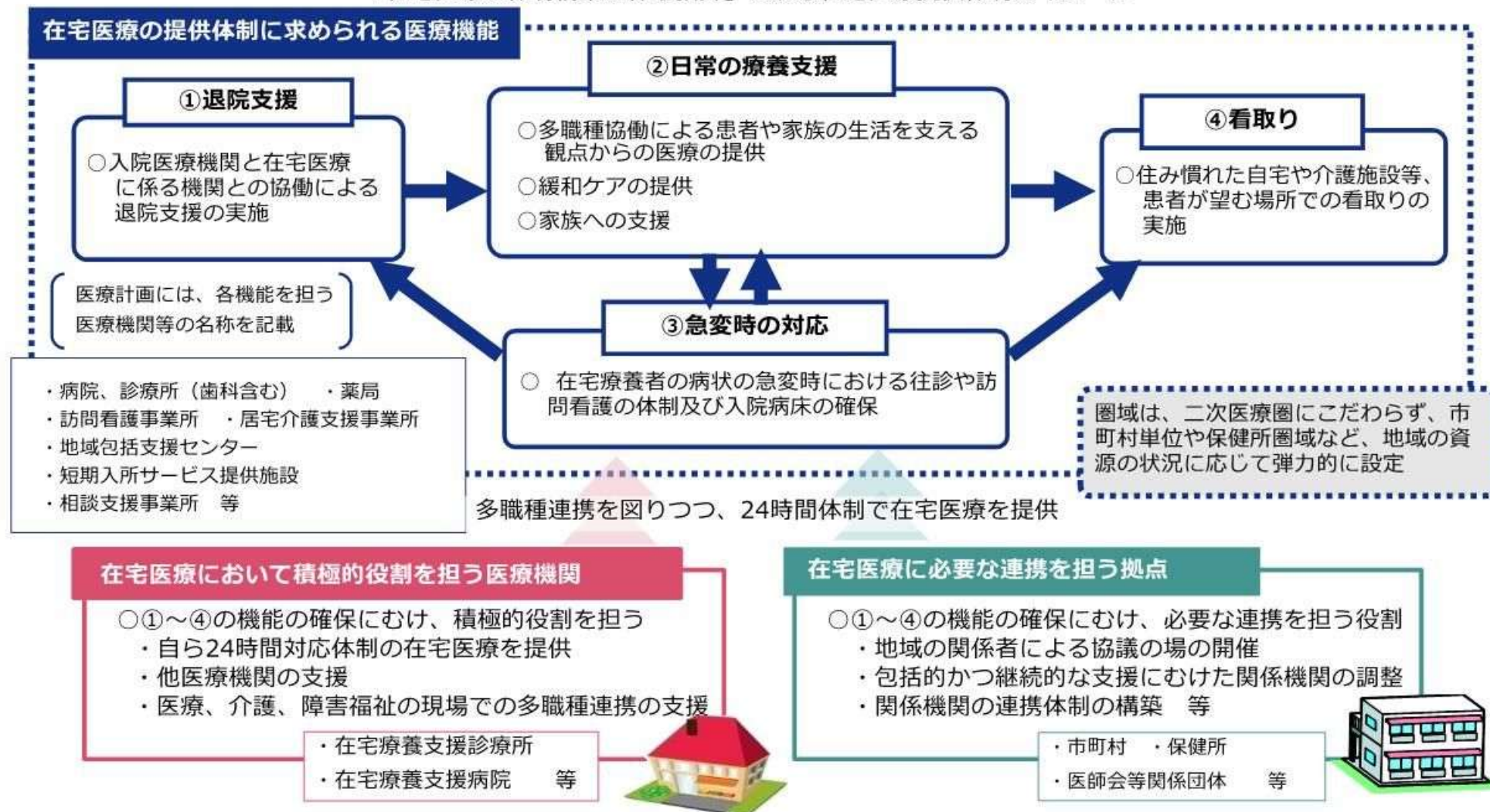
沖縄県地域包括ケア推進課

在宅医療の体制について

○在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情に踏まえた課題や施策等を記載する。

○国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～



【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

沖縄県の在宅医療推進体制について

(参考)

第8次沖縄県医療計画における位置づけ	医療機関名（R5.12時点）
在宅医療において積極的役割を担う医療機関 退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りに係る体制構築のため、各圏域において、多職種と協働し、積極的に在宅医療を提供する医療機関	【北部】 やまだクリニック、今帰仁診療所、かじまやリゾートクリニック、おおにし医院、中央外科、やんばる協同クリニック 【中部】 海邦病院、宜野湾記念病院、中部協同病院、愛聖クリニック、統合医療センタークリニックぎのわん、中部ゆくいクリニック、ファミリークリニックきたなかぐすく、マリン住宅クリニック、みどり町クリニック、読谷村診療所、ライフケアクリニック長浜、ろかい住宅クリニック、和花クリニック 【南部】 西崎病院、南部クリニック（那覇地区）かかずハートクリニック、きなクリニック、ゆずりは訪問診療所、ライフケアクリニック那覇（浦添地区）牧港中央病院、名嘉村クリニック、まちなと内科住宅クリニック 【宮古】 下地診療所、ドクターゴン診療所、ひさまつクリニック 【八重山】 ぬちぐすい診療所、とうもーる診療所
在宅医療に必要な連携を担う拠点 各圏域において、在宅医療に必要な連携を推進する上で中心的役割を果たす機関	北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会、浦添市医師会、宮古島市、石垣市、竹富町

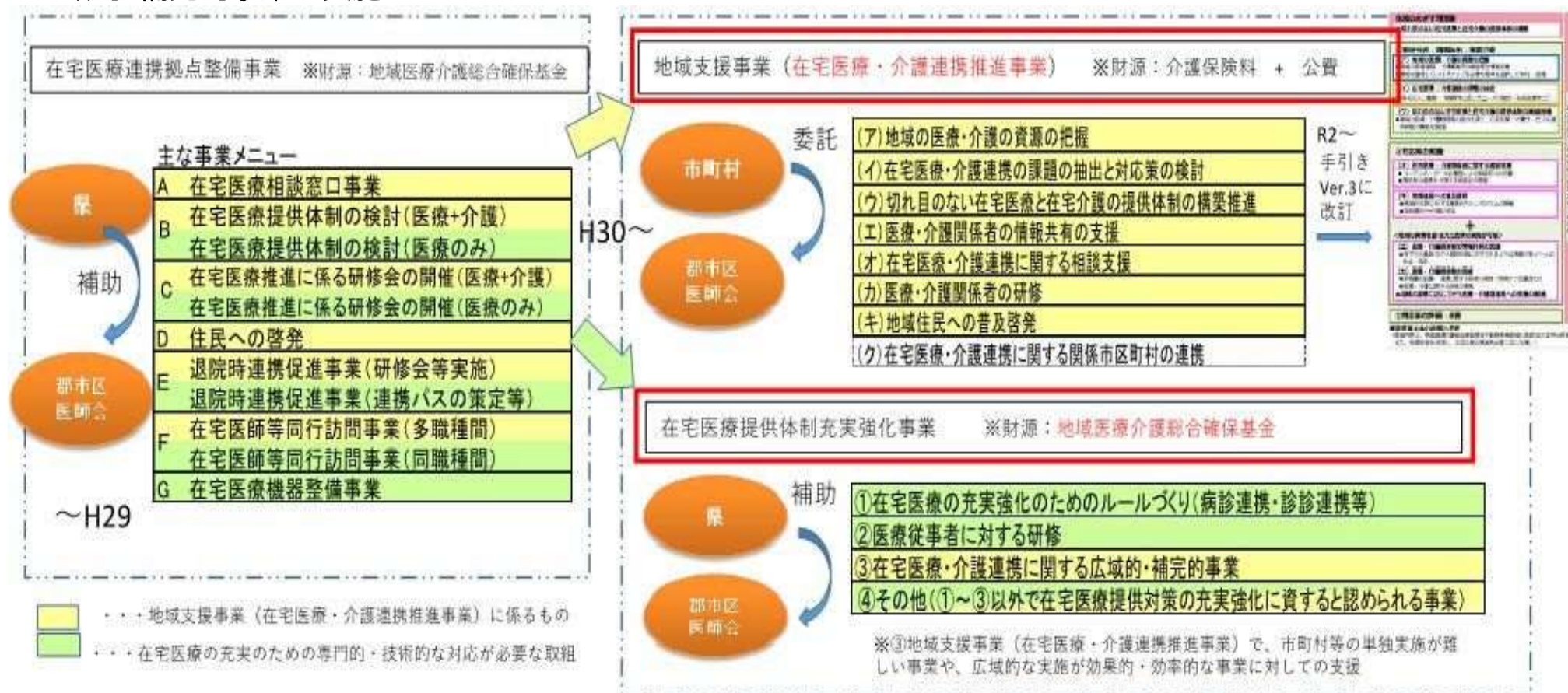
在宅医療連携拠点の運用にあたり必要な整理

○「在宅医療・介護連携推進事業」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」のすみわけを整理する必要がある

○これまで推進事業の実施により在宅医療・介護の連携体制を徐々に構築してきたが、同事業は予算の上限額が定められていることから、更なる取組の充実強化には在宅医療連携拠点の役割が重要となる

「福岡県」の事例

在宅医療連携拠点は、医療連携(病診連携・診診連携等)や在宅医療人材確保、在宅医療・介護連携に関する広域的・補完的事業を実施している



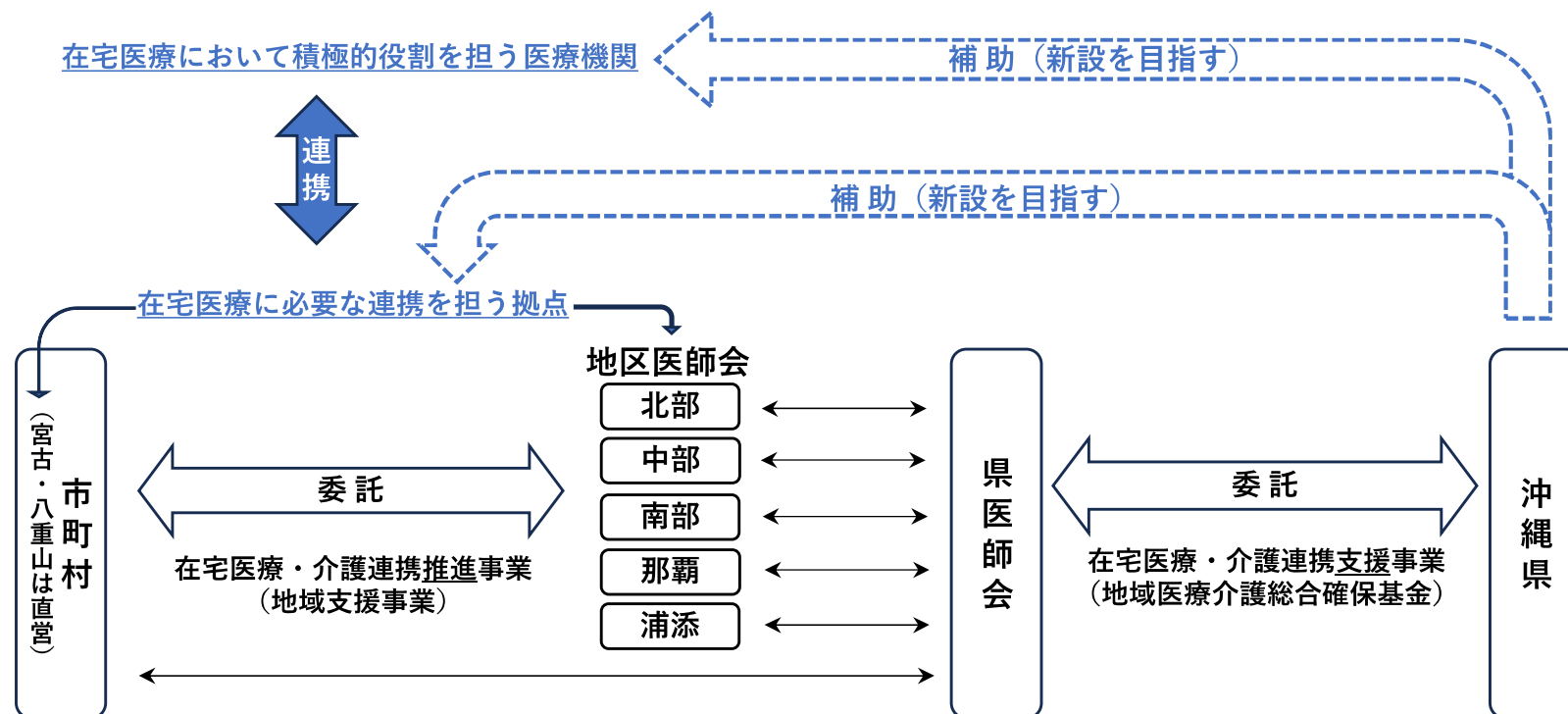
沖縄県の取組イメージ(たたき台)

在宅医療連携拠点では、以下に例示するような、推進事業による充実強化が難しい項目を整理のうえ、各拠点(地区医師会等)による主体的な事業の実施を後方支援する補助制度の創設を検討する。

(例)

- ・「協力医療機関連携加算」に係る介護施設と医療機関の連携グループの適正化
- ・ 特別養護老人ホーム等の配置医師が相互連携するグループの構築
- ・ 訪問診療・往診を実施している医師が相互支援できるグループの構築(適正化)

また、在宅医療連携拠点による調整機能がより発揮しやすくなるよう、在宅医療において積極的役割を担う医療機関への補助制度の創設も併せて検討する。



(参考)積極的医療機関への補助事業

「大阪府」の事例

(大阪府HP掲載資料から抜粋)

積極的医療機関に求められる事項	活用できる府の補助事業等 (令和5年度時点)
1. 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと	1. 在宅医療体制強化事業 (機能強化支援事業)
2. 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること	1. 在宅医療体制強化事業 (機能強化支援事業)
3. 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること	2. 在宅医療体制強化事業 (同行訪問事業)
4. 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと	3. BCPセミナーへの参加等
5. 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること	
6. 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと	4. 在宅医療移行体制確保事業

1. 在宅医療体制強化事業（機能強化支援事業）

在宅療養患者への24時間往診体制整備に向けて、複数医療機関における連携体制の構築を支援する。具体的には、機能強化型在宅療養支援診療所（病院）の算定要件を充足させるため、またはグループ診療体制の構築及び運営のために、医療機関間や多職種間の連携体制構築にかかる経費（例：ICT導入費等）への補助を行う。

2. 在宅医療体制強化事業（同行訪問事業）

将来の在宅医確保に向け、府内の医師を対象に同行訪問等の在宅医療研修会を実施する診療所（病院）を支援する。具体的には、同行訪問等の在宅医療研修会に要する経費への補助を行う。

3. BCPセミナーへの参加等

府HPにおいてBCPサンプルを掲載。また、毎年BCPセミナーを開催。

4. 在宅医療移行体制確保事業

医療機関の入退院支援や急変時の受入機能を強化することによって、府内の医療提供体制の充実を図る。具体的には、入退院支援加算や在宅療養後方支援病院等の施設基準の算定要件を充足させるため、地域連携に必要な看護師等の配置に必要な経費への補助を行う。